

建築基準法改正により

防火シャッター等の 検査・報告が 義務化されます!

(改正法が公布された2014年6月4日から2年以内に施行)

建築基準法の改正により、
「防火シャッター等」は専門的な定期検査と報告が
義務づけられる対象に引き上げられました。



ニッタンはこれまでの実績をもとに、さらなるサービスの向上を目指します!

これまでニッタンでは、消防法で義務化されている消防用設備の点検に加え、お客さまのさらなる安全のために、防火シャッターや防火ドア連動機構の点検も同時に実施させていただいておりました。

建築基準法の改正※¹により、防火シャッター等については点検項目の追加と共に義務化されることとなりました。

今後は消防用設備等と防火シャッター等防火設備、両方の点検・検査を行い、それぞれ行政機関への報告が必要になります。

ニッタンでは、従来より実施させていただいていた点検実績をもとに、今後ともお客さまにさらなる安心と安全をお届けできるよう努めてまいります。

※1: 2014年6月4日改正



従来の点検

消防用設備は法律で定期点検が義務、防火設備はさらなる安全のために点検を実施

義務	消防用設備	推奨	防火設備連動機構
法規	消防法	法規	なし
点検者	消防設備士・消防設備点検資格者	点検者	消防設備士・消防設備点検資格者

改正後の点検・検査

消防用設備および防火設備(防火シャッター等)共に法律で定期点検が義務化

義務	消防用設備	+	義務	防火設備(防火シャッター)
法規	消防法		法規	建築基準法
点検者	消防設備士・消防設備点検資格者		検査者	防火設備検査員(仮称)、 一級・二級建築士
報告先	消防長・消防署長		報告先	特定行政庁
<p>自動火災報知設備、消火器、スプリンクラー設備など</p>			<p>防火シャッター、防火扉、耐火スクリーンなど</p>	

防火設備点検のお見積りやご不明な点等ございましたら、当社までお問合せください。

本資料の内容は製品改良などのために変更することがありますのでご了承ください。
このカタログの内容は2015年7月現在のものです。
ニッタン、NITTAN はニッタン株式会社の登録商標です。

お問い合わせはこちらまで



2015.07.EMA

ニッタン株式会社

〒151-8535 東京都渋谷区笹塚1-54-5
TEL 03-5333-8601(代表)

<http://www.nittan.com/>

